

第2章 本市の現状と課題

2.1. 第1次計画の評価による現状と課題

第1次計画の進捗状況や評価を、「浜松市環境審議会」（以下「環境審議会」という。）へ毎年報告し、意見や提言をいただきしており、本章では、これらの評価を踏まえるとともに、本計画の冒頭で掲げた環境の将来像を実現するため、第1次計画の基本方針で示した5分野で現状と課題を整理します。

2.1.1. 大気・水質・感覚公害

2.1.1.1. 大気

本市の大気環境は、光化学オキシダントなど一部の項目を除き、概ね環境基準を達成しています。しかし、近年、主に西日本で環境基準を超える微小粒子状物質（PM2.5）が観測されており、本市においても平成23年度から監視体制を整備し測定を行っています。

大気汚染については、事業所への立入検査などを引き続き実施し、健康被害の発生を未然に防止するとともに、測定・監視を効率的に行い、健康影響が生じる恐れがある場合は、速やかに市民・事業者へ周知する必要があります。

2.1.1.2. 水質

本市の公共用海域の水質は、環境基準点15地点のうち、BOD、CODについては13地点で環境基準を達成しています。一方で、佐鳴湖など閉鎖性の高い水域では、環境基準を達成していないため、市民・事業者・行政が協力・連携して、公共下水道への接続促進や合併処理浄化槽への設置替え促進といった流域対策、肥料の適正使用や流出防止といった面減負荷対策などの水質浄化対策のほか、動植物の保全・周辺環境の整備を含めた総合的な対策を進める必要があります。

また、芳川においては流域の染色工場などからの排水による色汚染問題が発生しており、市民から改善の要望が多く寄せられているため、着色度測定により監視を行うとともに、地元代表者・学識者・行政など多様な関係者が協働して、効果的で経済的合理性のある脱色方法の検討を進めることができます。

2.1.1.3. 感覚公害

自動車騒音や環境騒音苦情、廃棄物の焼却に関する苦情や飲食店に対する悪臭の苦情など、生活に密着した感覚公害についての苦情が増加しているため、音・かおり・光条例の周知啓発などを通じて、事業者や市民一人ひとりの感覚公害に対する認知度を高め、市民や事業者による自主的な感覚公害の防止の取り組みを促し、市民が求める快適な生活環境の創造を図ることが必要です。

2.1.2. 廃棄物対策

2.1.2.1. ごみ排出量の減量と資源化

本市のごみ排出量は平成22年度から増加の傾向でしたが、平成25年度はごみ分別ルールの制度統一を実施したことなどにより、過去5年間で最も少ない排出量となっています。

今後も、家庭や事業者に3Rの取り組みを促す施策を実施し、ごみの減量と資源化を推進するとともに、ごみの減量と資源化についての意識啓発や環境教育を充実させ、市民・事業者・行政の協働による住みよいまちを構築していくことが必要です。

2.1.2.2. ごみ処理施設の整備・再編

もえるごみや連絡ごみを破碎した後の可燃物を焼却・溶融処理する施設として、3ヶ所¹で運用していますが、平成27年3月に天竜ごみ処理工場を稼動停止する計画としています。

その後、新清掃工場を整備・稼動させ南部清掃工場の稼動停止を予定しています。

また、もえないごみや資源物を破碎・選別・減容し、一部を再資源化する「ごみ・資源物処理施設」は、その多くが稼動から長い年月が経過しています。特に施設規模の大きい平和破碎処理センターは改修から13年が経過し、老朽化が進んでいます。

これらのことから、安定的かつ効率的なごみ・資源物処理施設の整備が必要です。

2.1.2.3. 産業廃棄物対策の推進

産業廃棄物の減量化については、多量排出事業者による発生抑制などの取り組みはかなり浸透してきていますが、引き続き再生利用などの対策を推進する必要があります。

また、不法投棄については、パトロールの実施や監視カメラの設置により、発見数量は減少傾向にありますが、より多くの関係団体と不法投棄防止協定を締結することによって、監視体制を強化し撲滅を図っていく必要があります。

2.1.2.4. バイオマスの活用

地域でのエネルギー確保及び自給率の向上のために、未利用資源であるバイオマスなどを活用した自立・分散型エネルギー供給体制の構築が注目されています。

また、原材料として利用するマテリアル利用を軸とするものの、賦存量に対して活用が進んでいない「間伐材」と「生ごみ」などのバイオマス資源については、発電などによるエネルギー利用を進め、本市域のエネルギー自給率向上に資する新たな仕組みづくりも必要です。

¹ 焼却・溶融施設の3ヶ所は、南部清掃工場(焼却)、西部清掃工場・天竜ごみ処理場(焼却・溶融)のこと。

2.1.3. 地球温暖化対策

民生業務・家庭部門の温室効果ガス排出量は、1990 年度比で約 6 割増加しているため、再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの推進を施策の両輪として、ハードとソフトの両面から対策を講じていくことが必要です。

また、自家用車へ過度に依存せず、拠点間を公共交通で連携することにより、拠点ネットワーク型都市構造を構築し、都市の低炭素化を促進することが求められます。

さらに、CO₂ 吸收源として、大きな役割を有している森林を適切に管理するために、林業者による森林保全の取り組みだけでなく、企業などの社会貢献と森林保全の連携などが必要です。

2.1.4. 生物多様性の保全

2.1.4.1. 動植物の保全と外来生物対策

本市は豊かで多様な自然環境を有し、約 9,700 種もの動植物が生息・生育しており、絶滅危惧種などの貴重種も約 660 種確認されています。一方で、外来生物による農林水産業や市民生活への被害、生態系への影響が懸念されます。豊かな生物多様性を将来にわたって保全していくために、身近な動植物の生育・生息環境や生態系の保全をはじめ、貴重種の保全や外来生物対策を進めていく必要があります。

また、環境の保全及び創造を図るため、環境と調和のとれた土地利用を図るとともに、市民・NPO・事業者・専門家などの各主体が生物多様性の重要性を共通認識し、地域の自然環境を支えていくための人材を育成する必要があります。

2.1.4.2. 森林・農地・緑地の保全

本市の森林は、林業をとおした経済活動の場であるとともに、生態系の保全、水資源の確保、災害防止、景観などの多面的な機能を有し、教育にも活用されている大切な資源です。しかしながら、木材価格の下落、林業就業者の減少や高齢化による林業の低迷などにより、適切な森林経営・管理がされず、森林の公益的機能が十分に発揮できていない森林があるため、「持続可能な森林経営・管理」による森林の公益的機能の維持増進とともに、森林環境教育の充実によって市民一人ひとりの森林への理解を深めていくことが重要です。

また、個々の緑地を保全するだけでなく、生物多様性を保全するためにも、多様な生物の生息・生育・移動域となる森林や丘陵地、農地、公園など緑地のつながりを形成することが必要です。

2.1.5. 環境教育の推進

多様な地域特性・自然特性を有する本市の特徴を活かし、みどり・水・廃棄物・大気・エネルギー・食をテーマとする環境教育を、学校や地域・体験型観光などの様々な場面で展開していますが、環境教育等促進法の趣旨を踏まえ、「体験学習に重点を置く取り組み」から「幅広い実践的人材づくりと活用」への発展が求められます。

また、学校や地域、市民・NPO・事業者などの様々な主体が環境教育に関する情報の共有や交流する場として「浜松市環境教育推進ネットワーク」（はままつＥスイッチ）を設立しましたが、各主体の協働による取り組みの一層の推進が必要となります。

今後は、持続可能な開発のための教育（ESD）の観点から、活動の主体や場、人権や消費生活、健康福祉、防災、農林水産、多文化共生、まちづくりなどの分野と幅広く連携を図り、持続可能な社会の実現を目指した環境活動を市域全体に広げていくことが求められます。

2.2. 新たな課題

第1次計画策定後、人口減少・超高齢社会・経済情勢の変化など本市を取り巻く状況が変化してきました。

人口は平成22年から減少に転じ、30年後の平成57年の高齢化率は約38%と見込まれ超高齢社会が現実となっており、暮らしやすい都市の整備が求められています。

また、経済情勢はリーマンショックや東日本大震災の影響を受け、市内の製造品出荷額は約1兆円減少しました。

一方で、市民生活においては、エコライフという言葉が浸透してきているため、夏の節電対策などの身近な取り組みは広がっていますが、年間を通しての環境に配慮したライフスタイルの定着が必要になっています。

このような状況の変化を踏まえ、冒頭で掲げた環境の将来像を実現するために、今、何が求められているのかを考慮し、従来の環境問題だけでなく、総合的・横断的な視点として「環境に配慮したくらしの定着」、「安全・安心にくらせる都市の整備」、「環境・エネルギー産業による地域経済の振興」に着目し、新たな課題を整理します。

2.2.1. 環境に配慮したくらしの定着

人々の生活に潤いと安らぎを与え、快適な生活環境を提供し、多様な地域文化や産業発展の礎となってきた豊かな自然環境を本市の環境資産と捉え、その資産価値を損なうことなく将来世代に引き継ぎ、持続的に活用できるようにしていく必要があります。

また、東日本大震災を契機に多くの市民が環境に対して高い関心を持ち、資源・エネルギーを必要以上に消費するライフスタイルから、環境に配慮したライフスタイルへと転換する必要性を認識していますが、年間を通じた恒常的な実践行動までには至っていません。

市民一人ひとりが自らの行動が社会経済や地球環境に影響を及ぼすことを自覚し、持続可能な社会の実現に向けて自発的・積極的に行動を変革し、日常生活において環境負荷の少ないライフスタイルを定着させることが求められます。

2.2.2. 安全・安心にくらせる都市の整備

都市機能の重要な役割を持つ、行政機関、医療施設、福祉・子育て支援施設、商業施設などが拡散しており、都市のスプロール化が進んでいます。そのため、都市機能が分散され効率的ではないといった問題があります。

安全・安心なくらしの基盤として公共交通機関のネットワークの構築や老朽化した都市インフラの効率的な再整備、気候変動の影響を軽減する取り組みなどが求められています。

あわせて、安定的なエネルギーを確保するため、地域特性を活かした再生可能エネルギーの利活用を推進し、創り出したエネルギーを無駄なく効率よく利用する都市を目指してい

くことが必要です。

2.2.3. 環境・エネルギー産業による地域経済の振興

本市は、森林ビジネスへの高い潜在能力を持っていますが、林業就業者の高齢化や搬出コストの採算性の低さなどにより、利用されない間伐材が林地内に放置されているため、効率的な搬出方法を検討するとともに、新たな活用方法が求められています。

また、産業資源として大きな可能性を持つ、都市鉱山から資源をリサイクルし、限りある資源を有効活用することが必要です。

加えて、環境資産を活用した新たな観光事業や、本市の特徴であるものづくり産業の高度化と再生可能エネルギーや省エネルギーなどに関する環境・エネルギー産業の創造を図り、地域経済を活性化させることが必要です。